

# 実務研究

日本税務会計学会  
令和6年7月 月次研究会



田熊 常正(神田)

## 賃上げ促進税制と繰越税額控除 ～令和6年度改正～

### I 改正の概要

令和6年度税制改正では、従来の賃上げ促進税制の枠を維持しつつ、一定の改正が行われている。

この改正により、青色申告法人が、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において、一定の要件を満たす場合には、法人税額の20%を限度として、その事業年度の控除対象雇用者給与等支給増加額の10%が

最大35% (中小企業者等は15%から最大45%) 相当額の税額控除が可能となった。さらに、中小企業者等については、その事業年度に控除しきれない税額控除限度超過額の繰越し措置が設けられた。

### II 主な改正ポイント

令和6年度改正では、主に次の事項が改正されている。

- 1 中堅企業向けの枠組み創設「中堅」
- 2 マルチステークホルダー方針の公表・届出の対象法人拡大「大・中堅」
- 3 賃上げ控除率の見直しと細分化「大・中堅」
- 4 教育訓練費の上乗せ要件の緩和と追加「大・中堅・中小」
- 5 子育て・女性活躍支援による上乗せ要件の創設「大・中堅・中小」
- 6 繰越税額控除の新設「中小」

### III 適用法人の分類

従来の制度では、中小企業者等(注1)以外の青色申告法人は全て「大企業」に分類されていたが、改正では、従来の「大企業」のうち、常時使用する従業員数が2000人以下の法人(注2)については、「中堅企業」として別枠が設けられ、大企業向け制度よりも適用要件が緩和されている。

(注1) 資本金1億円以下の法人等  
(注2) その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある他の法人の常時使用する従業員数の合計が1万人を超えるものを除く

### IV 大企業・中堅企業向け制度

- 1 マルチステークホルダー方針の公表届出
- 2 適用要件と基本控除率
- 3 控除率の上乗せ

者給与等支給額の0.05%以上支出  
Iの要件は20%から10%に緩和されたが、新たにIの要件が追加されたこと、支出額の下限が設けられている。仮に雇用者給与等支給額が1億円であった場合には、5万円以上の教育訓練費の支出が必要となる。

- 1 継続雇用者給与等支給増加割合が次の場合には、基本控除率にそれぞれ控除率を上乗せされる。
  - I 大企業
  - II 中堅企業
  - III プラチナくるみん認定
  - IV プラチナえるぼし認定
  - V えるぼし認定(3段階)

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法により、事業主は子育てと仕事の両立や仕事において女性が活躍できる環境整備への取り組みが求められているが、一定の要件を満たす場合には、申請により、満たす基準に応じた認定を受けることができる。この認定制度が、くるみん認定やえるぼし認定である。

- 1 適用要件と基本控除率
- 2 賃上げ促進税制の適用
- 3 繰越税額控除の新設

賃上げ促進税制は、法人税額の20%相当額が税額控除の上限であり、従来の制度では、超過額は切り捨てとなっていた。そのため、多くの企業は満足に賃上げによる税制優遇を受けることができなかった。

- 1 適用要件
- 2 繰越税額控除の適用
- 3 留意点

従来の制度では、法人税額が生じない事業年度には適用がなく、赤字の事業年度については、賃上げ促進税制を考慮する必要がなかった。しかし、繰越税額控除の新設により、多くの中小企業は、業績にかかわらず、賃上げ促進税制の適用判定が必須となったと言える。

- 1 適用要件
- 2 繰越税額控除の適用
- 3 留意点

従来の制度では、法人税額が生じない事業年度には適用がなく、赤字の事業年度については、賃上げ促進税制を考慮する必要がなかった。しかし、繰越税額控除の新設により、多くの中小企業は、業績にかかわらず、賃上げ促進税制の適用判定が必須となったと言える。

- 1 適用要件
- 2 繰越税額控除の適用
- 3 留意点

従来の制度では、法人税額が生じない事業年度には適用がなく、赤字の事業年度については、賃上げ促進税制を考慮する必要がなかった。しかし、繰越税額控除の新設により、多くの中小企業は、業績にかかわらず、賃上げ促進税制の適用判定が必須となったと言える。

- 1 適用要件
- 2 繰越税額控除の適用
- 3 留意点

従来の制度では、法人税額が生じない事業年度には適用がなく、赤字の事業年度については、賃上げ促進税制を考慮する必要がなかった。しかし、繰越税額控除の新設により、多くの中小企業は、業績にかかわらず、賃上げ促進税制の適用判定が必須となったと言える。

### VI 繰越税額控除

- 1 適用要件
- 2 繰越税額控除の適用
- 3 留意点

賃上げ促進税制は、法人税額の20%相当額が税額控除の上限であり、従来の制度では、超過額は切り捨てとなっていた。そのため、多くの企業は満足に賃上げによる税制優遇を受けることができなかった。

- 1 適用要件
- 2 繰越税額控除の適用
- 3 留意点

従来の制度では、法人税額が生じない事業年度には適用がなく、赤字の事業年度については、賃上げ促進税制を考慮する必要がなかった。しかし、繰越税額控除の新設により、多くの中小企業は、業績にかかわらず、賃上げ促進税制の適用判定が必須となったと言える。

- 1 適用要件
- 2 繰越税額控除の適用
- 3 留意点

従来の制度では、法人税額が生じない事業年度には適用がなく、赤字の事業年度については、賃上げ促進税制を考慮する必要がなかった。しかし、繰越税額控除の新設により、多くの中小企業は、業績にかかわらず、賃上げ促進税制の適用判定が必須となったと言える。

- 1 適用要件
- 2 繰越税額控除の適用
- 3 留意点

従来の制度では、法人税額が生じない事業年度には適用がなく、赤字の事業年度については、賃上げ促進税制を考慮する必要がなかった。しかし、繰越税額控除の新設により、多くの中小企業は、業績にかかわらず、賃上げ促進税制の適用判定が必須となったと言える。

- 1 適用要件
- 2 繰越税額控除の適用
- 3 留意点

従来の制度では、法人税額が生じない事業年度には適用がなく、赤字の事業年度については、賃上げ促進税制を考慮する必要がなかった。しかし、繰越税額控除の新設により、多くの中小企業は、業績にかかわらず、賃上げ促進税制の適用判定が必須となったと言える。

- 1 適用要件
- 2 繰越税額控除の適用
- 3 留意点

従来の制度では、法人税額が生じない事業年度には適用がなく、赤字の事業年度については、賃上げ促進税制を考慮する必要がなかった。しかし、繰越税額控除の新設により、多くの中小企業は、業績にかかわらず、賃上げ促進税制の適用判定が必須となったと言える。

- 1 適用要件
- 2 繰越税額控除の適用
- 3 留意点

従来の制度では、法人税額が生じない事業年度には適用がなく、赤字の事業年度については、賃上げ促進税制を考慮する必要がなかった。しかし、繰越税額控除の新設により、多くの中小企業は、業績にかかわらず、賃上げ促進税制の適用判定が必須となったと言える。

### VII 終わりに

- 1 適用要件
- 2 繰越税額控除の適用
- 3 留意点

賃上げ促進税制は、法人税額の20%相当額が税額控除の上限であり、従来の制度では、超過額は切り捨てとなっていた。そのため、多くの企業は満足に賃上げによる税制優遇を受けることができなかった。

- 1 適用要件
- 2 繰越税額控除の適用
- 3 留意点

従来の制度では、法人税額が生じない事業年度には適用がなく、赤字の事業年度については、賃上げ促進税制を考慮する必要がなかった。しかし、繰越税額控除の新設により、多くの中小企業は、業績にかかわらず、賃上げ促進税制の適用判定が必須となったと言える。

- 1 適用要件
- 2 繰越税額控除の適用
- 3 留意点

従来の制度では、法人税額が生じない事業年度には適用がなく、赤字の事業年度については、賃上げ促進税制を考慮する必要がなかった。しかし、繰越税額控除の新設により、多くの中小企業は、業績にかかわらず、賃上げ促進税制の適用判定が必須となったと言える。

- 1 適用要件
- 2 繰越税額控除の適用
- 3 留意点

従来の制度では、法人税額が生じない事業年度には適用がなく、赤字の事業年度については、賃上げ促進税制を考慮する必要がなかった。しかし、繰越税額控除の新設により、多くの中小企業は、業績にかかわらず、賃上げ促進税制の適用判定が必須となったと言える。

- 1 適用要件
- 2 繰越税額控除の適用
- 3 留意点

従来の制度では、法人税額が生じない事業年度には適用がなく、赤字の事業年度については、賃上げ促進税制を考慮する必要がなかった。しかし、繰越税額控除の新設により、多くの中小企業は、業績にかかわらず、賃上げ促進税制の適用判定が必須となったと言える。

- 1 適用要件
- 2 繰越税額控除の適用
- 3 留意点

従来の制度では、法人税額が生じない事業年度には適用がなく、赤字の事業年度については、賃上げ促進税制を考慮する必要がなかった。しかし、繰越税額控除の新設により、多くの中小企業は、業績にかかわらず、賃上げ促進税制の適用判定が必須となったと言える。

- 1 適用要件
- 2 繰越税額控除の適用
- 3 留意点

従来の制度では、法人税額が生じない事業年度には適用がなく、赤字の事業年度については、賃上げ促進税制を考慮する必要がなかった。しかし、繰越税額控除の新設により、多くの中小企業は、業績にかかわらず、賃上げ促進税制の適用判定が必須となったと言える。

### VIII 中小企業向け制度

- 1 適用要件
- 2 繰越税額控除の適用
- 3 留意点

賃上げ促進税制は、法人税額の20%相当額が税額控除の上限であり、従来の制度では、超過額は切り捨てとなっていた。そのため、多くの企業は満足に賃上げによる税制優遇を受けることができなかった。

- 1 適用要件
- 2 繰越税額控除の適用
- 3 留意点

従来の制度では、法人税額が生じない事業年度には適用がなく、赤字の事業年度については、賃上げ促進税制を考慮する必要がなかった。しかし、繰越税額控除の新設により、多くの中小企業は、業績にかかわらず、賃上げ促進税制の適用判定が必須となったと言える。

- 1 適用要件
- 2 繰越税額控除の適用
- 3 留意点

従来の制度では、法人税額が生じない事業年度には適用がなく、赤字の事業年度については、賃上げ促進税制を考慮する必要がなかった。しかし、繰越税額控除の新設により、多くの中小企業は、業績にかかわらず、賃上げ促進税制の適用判定が必須となったと言える。

- 1 適用要件
- 2 繰越税額控除の適用
- 3 留意点

従来の制度では、法人税額が生じない事業年度には適用がなく、赤字の事業年度については、賃上げ促進税制を考慮する必要がなかった。しかし、繰越税額控除の新設により、多くの中小企業は、業績にかかわらず、賃上げ促進税制の適用判定が必須となったと言える。

- 1 適用要件
- 2 繰越税額控除の適用
- 3 留意点

従来の制度では、法人税額が生じない事業年度には適用がなく、赤字の事業年度については、賃上げ促進税制を考慮する必要がなかった。しかし、繰越税額控除の新設により、多くの中小企業は、業績にかかわらず、賃上げ促進税制の適用判定が必須となったと言える。

- 1 適用要件
- 2 繰越税額控除の適用
- 3 留意点

従来の制度では、法人税額が生じない事業年度には適用がなく、赤字の事業年度については、賃上げ促進税制を考慮する必要がなかった。しかし、繰越税額控除の新設により、多くの中小企業は、業績にかかわらず、賃上げ促進税制の適用判定が必須となったと言える。

- 1 適用要件
- 2 繰越税額控除の適用
- 3 留意点

従来の制度では、法人税額が生じない事業年度には適用がなく、赤字の事業年度については、賃上げ促進税制を考慮する必要がなかった。しかし、繰越税額控除の新設により、多くの中小企業は、業績にかかわらず、賃上げ促進税制の適用判定が必須となったと言える。